

海外遠征承認申請の手続きについて

関係規定・・・日本サッカー協会基本規定 134 条[海外における競技]

公益財団法人日本サッカー協会 基本規程第 134 条[海外における競技]

加盟登録チームまたは選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

【手続き方法】

- (1) 海外遠征に出発する日の前々月の 15 日までに下記のとおり手続きをお願いします。
- (2) 申請書類 ①海外遠征申請書(書式1)、②参加者名簿(所定の様式)、③日程案(様式自由)を作成し、申請料(5,400円)を下記の口座に入金し、④振込み受領書(写し)を添付のうえ、申請書類を郵送下さい。※遠征先協会、大会主催者発行の承諾書または招請状がある場合は添付して下さい。
なお、提出期限を過ぎている場合は、「遅延理由書(様式自由)」も提出下さい。
- (3) 遠征終了後、JFAより「遠征報告書」の提出を求められる場合があります。(依頼がない限り、提出いただくなくて結構です。)

【申請料振込先】※必ず、振込み受領書の写しを提出して下さい。

- ◆山口銀行 山口支店 普通預金 6593851
口座名義:(一社)山口県サッカー協会

【申請料】 5,400 円(消費税込)

【送付先・問合せ先】 平日 9:00～17:00

〒753-0048 山口市駅通り 2-7-18 トウヨウビル 203

(一社)山口県サッカー協会

TEL.083-920-5700 FAX.083-920-5701

※現金書留または、(一社)山口県サッカー協会へご持参いただいても結構です。

※海外遠征申請料は、JFAへ申請と同時に発生するため、その後の変更や遠征中止に関わらず返金
はできませんのでご了承ください。

日本サッカー協会の承認を得ずに海外遠征を行なった加盟チームまたは選手は、基本規定 120 条により処
分の対象となりますのでご注意ください。